

【湯沢町空き家バンク】物件利用までの流れと注意事項

～ 物件利用までの流れ ～

【利用希望者申込登録】

- ・必要書類（・空き家バンク利用希望者登録申込書 ・誓約書）を町に提出してください。
- ①
- ・湯沢町移住・定住ポータルサイト (<https://livelife.town.yuzawa.lg.jp/#living>) 内にある利用申し込みフォーム（空き家バンク情報「利用申込をする」）からのお申し込みも可能です。
 - ・利用希望者登録の完了は、電子メール・お手紙でお知らせします。

【物件の問い合わせ】

- ②
- ・空き家バンクの中で気になる物件が見つかったら企画観光課にお問い合わせください。（利用希望者申込登録の際に記入いただいても結構です。）
- （湯沢町企画観光課）TEL:025-784-4850 mail:kikaku@town.yuzawa.lg.jp

【物件所有者のご紹介】

- ・町から物件所有者に確認の上、所有者又は管理人の連絡先情報を利用希望者へ提供します。（利用希望者が多数の場合）
- ③
- 物件所有者のご紹介は、お問い合わせいただいた順にご案内させていただきます。利用希望者が多数の物件については、ご紹介までに時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。

【現地見学等の実施】

- ・利用希望者と物件所有者の間で直接連絡を取り合ってください日程調整の上、現地見学等を実施していただきます。
- ④
- ※現地見学等を実施した結果、物件の利用を希望しない場合は企画観光課までその旨ご連絡ください。（次にお待ちの方をご紹介させていただくためにご協力ください。）

【物件利用に関する交渉・契約】

- ・現地見学等の結果、物件を購入や賃貸したいという場合は、利用希望者と物件所有者で直接条件等を交渉していただきます。両者の間で条件に合意ができれば物件利用のための契約を結んでいただきます。
- ⑤
- ※町は交渉や契約に一切関与いたしません。
- ※具体的な交渉に入った場合や契約に至った場合は、必ず企画観光課までご連絡ください。
- ※交渉や契約を行う場合「物件の現況や適正な価格」、「法令による規制」、「近隣との関係」、「雪国ならではの問題」など、地元の不動産業者でないこと確認の難しい問題があります。トラブルを避けるために、町と協定を結んでいる地元の不動産業者をご紹介いたしますので、仲介依頼することをお勧めします。（通常の仲介手数料が発生します。）

【物件利用の開始】

- ⑥
- ・物件利用のための契約を締結し、物件が引き渡された後、物件利用開始となります。

■注意事項

1. 町は、不動産取引の専門家ではありませんので、売買や賃貸借に関する交渉や契約には、一切 関与 しません。交渉や契約に関するトラブルは当事者間で解決していただくこと、トラブルの責任を町は一切負わないことを予めご了承ください。
2. ホームページの物件情報は、物件所有者の申請に基づいて作成したものです。実際の状況とは異なる場合があることをご理解のうえ、現況の確認は必ずご自身で行ってください。
3. 売買及び賃貸の希望価格は、物件所有者の希望価格をそのまま掲載しております。適正な価格であるどうかは、町では判断いたしかねます。

【お問い合わせ】湯沢町企画観光課 TEL:025-784-4850 mail:kikaku@town.yuzawa.lg.jp